

第 3 回

議会の議員及び農業委員会の 委員の任期等検討小委員会

平成 16 年 2 月 20 日

第3回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会 会議録

日 時 平成16年2月20日(金) 午後1時30分～午後4時30分

場 所 村岡町老人福祉センター

出 席 者

小委員会委員(計13名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
朝 倉 富 征	石 垣 健 三	伊 藤 誠
井 上 一 郎	井 上 源 一	岡 田 久 子
中 村 治 泰	小 谷 道 子	柴 崎 一 秀
水 間 徳 子	西 尾 高 雄	村 瀬 晴 好
	三 好 忠 男	

幹事会(計4名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
藤 村 吉 孝	杉 谷 信 義	大 瀧 正 博
		谷 岡 喜 代 司

事務局(計5名)

藤 原 進 之 助	岸 本 典 明	清 水 幸 信
穴 田 康 成	邊 見 泰 正	

欠 席 者

小委員会委員(2名)

美 方 町	香 住 町
毛 戸 公 彦	中 村 暁

幹事会(計5名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
上 田 節 郎	中 村 一 治	米 田 稔
吉 田 博 昭	太 田 培 男	

事務局(1名)

田 尻 幸 司

傍 聴 人 12人

第3回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会会議次第

と き：平成16年2月20日（金）

と ころ：村岡町老人福祉センター

1 開 会

2 委員長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

協議事項

協議第2号（継続）議会の議員の任期等について

協議第3号（継続）農業委員会の委員の任期等について

5 その他

次回開催日程について

日時 平成16年3月13日（土） 午前9時00分～

場所 香住町地域福祉センター

6 閉 会

○藤原事務局長 皆さん改めましてこんにちは。本日は大変お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。それでは定刻になりましたので、早速でございますけれども、石垣委員長から会議の開会宣言と併せてご挨拶を頂戴したいと思います。

○石垣委員長 只今から、第3回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会、開催宣言をいたします。今日は久しぶりに好天に恵まれて、何かとご多用の中、委員の皆さんには出席いただきましてありがとうございます。先だっの2月12日に開催し

ました本件、継続審議ということになっております。今日は、美方町の毛戸委員と香住町の中村委員の2名がご欠席ですけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。それと、先だつて協議でご理解をいただひております、各町の農業委員会の会長さんも参考人として出席していただひておりますので農業委員の会長さん、今日は本当にご苦勞さんでござひます。ありがとうございます。それでは只今から開催いたします。

それでは規定により議長を務めさせていただきます。次第、3の会議録署名委員の指名につきましては、会議運営規程第4条第2項の規定に基づきまして私から指名させていただきます。美方町、中村治泰委員、村岡町、小谷道子委員、よろしくお願ひいたします。

次に協議事項の順序につきまして、お計りいたします。本日は、協議第2号、議会の議員の任期等について、協議第3号、農業委員会の委員の任期等についてを予定しておりますが、先ほど申し上げましたように、農業委員会の会長さん参考人としてご出席していただひておりますので、審議の都合上、協議第3号を先に協議したいと思ひますがご異議ござひませんか。

〔異議なしの声あり〕

○石垣委員長 異議なしの声がありましたので、それでは、協議第3号、農業委員会の委員の任期等についてを議題とします。

なお、本日は、協議の参考とするため、先ほど申し上げましたように、3町の農業委員会の会長さんにご出席いただひておりますので、それぞれお考えを拝聴したいと思ひます。

それでは、美方町から村岡町、香住町の順でよろしくお願ひ申し上げます。

○坂本農業委員会会長 こんにちは、美方町の農業委員会会長の坂本でございます。美方町の農業委員会の考え方といたしまして、小選挙区制に基づいたあり方で、行つていただけたらいいと思ひます。範囲も広くなり、委員が偏つた場合には、今後の農業委員活動に支障もきたす恐れもありますので、小選挙区制を導入していただきたいと思ひます。定数については、法定で定められた最大の定数でお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

○池内農業委員会会長 村岡町の池内と申します。よろしくお願ひいたします。今、美方町の会長さんからござひましたが、村岡も昨年5町合併の折のいろいろな経緯の中で農業委員会一同が、縷々話し合ひを持ちまして、町村合併という大きな目標に向かつては、やはり農業委員会というのは1つに合併するのがよかろうと。でも、農業委員というのは普通

の議員さんと違いまして、各地区の農地をどのように見て、どのように管理していくか、そしてどのような指導していくかということになりますと、その地域ごとの実状がわかる方々が分散しておられるほうがいいんじゃないかとそういうふうな中で、やはり今、美方町の会長さんから申し上げましたが、村岡町も小選挙区制で行くのがベターであろうとその割合につきましては、また縷々委員会の皆さん方でご審議いただきまして、私どもはそれに従って選任していただくというのがいいんじゃないかなろうかという考えを持っております。1番だけでよろしいでしょうか。2番3番と。定数は昨年でしたか、15年の4月だったと思いますが、国会でちょっと取り上げていただいております。その中での定数ということもあろうかと思いますが、子細に渡ってのある程度の掌握をするという面では、人員は最小限は必要であり、またその補助員をつけるというようなことであれば、補助員をつけるよりも1、2名の増員をしたほうがいいんじゃないかなろうかというふうに思っております。補助員という方々はあくまでも農地を守るための監視員ということになるかもわかりませんが、指導あるいは苦情を承ることについては、やっぱりこの農業委員でないとその次の段階が踏めないんじゃないかなろうかというふうな気がしておりますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

それから、合併後のあり方ということがありますが、町会の方、議会の方でどのようなこれからの話になるかわかりませんが、私の町は昨年改正したところでありますが、ある程度合併が進んで落ち着いたら、なるべく早く統一した選挙として小選挙区制で実施していただきたいとこのように思っております。以上でございます。

○石垣委員長 それでは香住町お願いいたします。

○吉川農業委員会会長 香住の吉川でございます。今日の会議につきまして、縷々、今までは5町合併で検討したことは何回かあるわけなんですけれど、3町合併になりましてから初めてのようであります。私たちの地域につきましては、今年の3月の8日に告示が始まります。選挙は13日になっておりまして、そこに、今の選挙が来ております。そういう中にありまして、今度の合併につきまして、どうやっていったらいいかということにつきまして、今、美方町、村岡町の会長さんがお話しされましたが、私たちは農地の番人として、そして的確に国の食糧を守っていくという観点から、町の隅々まで監視しながら豊かな実りを目的に頑張ってきておる委員会でございます。ですから、県下では、この前の会議でもありましたけど、県下では88の農業委員会がありますが、今、合併に向かっていく委員会が61町村のようであります。それが合併をしますと、16の委員会になるよ

うでありまして、それと合併をしない委員会と併せまして、35ぐらいな委員会になるようではありますが、そういうふうな中で、この3町合併がどう動くかということにつきましても、なかなか難しい問題ではなからうかと思えますけれども、先ほどありましたように、農業委員は農地の荒れを守り、無断転用を守りしながらやってきておりますが、今、香住町では、なかなか一生懸命やっておりますが、目の届かんところが多々ありまして不法投棄なんかなかなか処理できないというのが現状かと思えます。そういうことで、私たちの委員会といたしましても目の届くような委員の設定にしていただければ、ありがたいと思っておりますけれども、今、農業委員が3町合併いたしますと美方町から村岡町、香住町となりますと定数を決定してもらいまして、上手く把握できるかということにつきましてはなかなか問題であろうと思えますので、この関係につきましては、最大な数を確保していただいて、農業委員会の運営にあたっていけたらいいかなあと思っております。それから、私はやはり小選挙区制が今の場合はいいのではないかと思えますので、どういうふうにやっていけたらいいかということにつきましては、ここにもありますように、やはり農地面積割、あるいはまた、農家戸数割、農業委員会委員数割なんかを把握しまして、適正な委員の設定をしていただければありがたいと思っております。そういうことですので、ひとつよろしく願いいたしたいと思えます。

○石垣委員長 ありがとうございます。ただ今3町の農業委員会の会長さんから、お考えを聞かしていただきましたので、ここで若干、質問の時間を設けたいと思えます。質問のある方は挙手をお願いします。なお、発言に際しましては、町名・氏名を述べてください。よろしくをお願いします。

はい、井上委員。

○井上委員 美方町の井上です。先ほど、お伺いしますと3町とも選挙区と言われましたけれども、例えば1つの委員会ではなくて、香住町を一つ、村岡、美方を合わせて一つというような委員会を作るのとどちらがいいというお考えなんでしょうか。以上です。

○石垣委員長 只今、会長さんからの発言に対しての質問でございますので、美方町と村岡町の会長さん、なんか今の質問に対してお考えがありましたらどうぞ。

○坂本農業委員会会長 お答えいたします。旧町村ごとに小選挙区制をすればいいわけなんですけれども、耕作面積それから農家戸数というふうなことで制限がございますので、旧美方町としては選挙区として残ることはできないというような状況でありますので、小選挙区制にするとすれば2つの小選挙区に分けてするより出来ないではないかと考えてお

ります。以上です。

○池内農業委員会会長 村岡の池内です。今、美方町、村岡町が1選挙区、といいますか1委員会と言う意味でとりましたがそれでよろしいのでしょうか。それから、香住町が1委員会ということのように聞かしていただきました。まあ確かに香住町さん、美方町さんまた村岡もそれぞれの特性もあり、また、香住町の方では海岸べりの非常に産業も異なった部門との協合というふうな農家もあり、また、私共の方は、本当に山の中の中山間地の中の棚田中の棚田というふうなところもございます。それが鳥獣害によって上から荒れてくるというようないろいろな実状が変わってまいります、まず2つの委員会において、その運用をするということは、目が届いたベターな方法だと思いますけども、やはり町村合併という大きな山場を持ってその目的の添っていかうとするならば、1つの委員会でもって、そして、委員の定数においては、例えば、今言われました、香住地区何名、美方、村岡で何名、その中での地域間協定を行いながら定数を定めていくというふうな方法によってですね、この話し合いの中で定数を案分するというふうな方法で、どこにも目が届く委員さんがあるんだというふうな体制でとっていただきたいというふうに思います。もう一つお願いしたいといいますか、しますのは、村岡町の場合でも、美方町の場合でも確かに山間地が多ございますので、本当に目が届かないということがございますが、それはお互いこれから研鑽しあって、どこの町もどのような農地があって、どのような形態であって、どのような状態なのか、形態と経営状態というところまで踏み込んで勉強しなければならないと思っておりますので、あまり小さく分けるということは委員会も2つありますし、事務局も2つあります。そういうふうなことはあまりベターではないではなからうかというふうに思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○吉川農業委員会会長 香住町です。農業委員会はやっぱり1つが1番いいんじゃないかなあと、まとまりもいいし、それがどうかなあと私は思います。でも是非、2つを考えたおることになりましたら、その限りではないと思えますけれども、本当の意味での委員会は1つではなからうかと思っております。以上です。

○石垣委員長 他にございますか。

はい、柴崎委員さん。

○柴崎委員 私は農業委員会さんの活動の内容をなかなか存じ上げてないというのが正直なところでございます、昨晚もちょっとある農業委員さんのところに伺っているいろいろと教えてもらおうと思ったんですが、非常に広範囲の広い活動をなさってるなということが

まずありました。農業委員さんの役割は先ほどあの説明していただきましたように、まず食糧確保ということで、農業振興ということが1つあると思いますし、もう1つは、農地の有効活用ということで農地の管理ということが大きな仕事だろうというふうに思っておりますが、実際地域に非常に密着した活動をなさっておりますので、本当にご苦労をかけているなあというふうに思うんですが、なかなか中身が我々分からないのが実態でございます、そのあたりのことは今日は是非ちょっと教えていただけないかということで、この会議に望んでおる訳でございます、それぞれ美方、村岡、香住特徴を持ってやってらっしゃると思いますし、じゃあ農業振興についてはこうだ、こういう考え方でやっておるということをご自身の町に持ってらっしゃると思います。それから、日常の農地管理の仕事というのはどういうことになるのかなあと、たぶん1人の委員さんが何箇所かの村を管理をしていただいて、そしてその上で、その地区の中でいるんな問題が出たら、農業委員さんが中心となって、いわゆるその地区の皆さんと一緒に議論しながら、収めていくというふうな、日常の活動だろうと思うんですが、そのあたりをそれぞれ3町さんなりに具体的にちょっと教えていただけないかなあというふうに思いますので、1つよろしく願いしたいと思います。

○石垣委員長 それでは、どなたか1人代表して今の質問、仕事の中身を教えて欲しいという発言ですので。

○吉川農業委員会会長 香住町です。私たちは、農業委員会として常に毎月1日を農地相談日を設けておりまして、農業に係るいろいろな相談、苦情、紛争あるいは時には結婚相談までやっておるわけですが、そういうことをやっておりますと本当に手広く、なかなか毎日、役場に行かんなんぐらい会長は忙しいわけでありまして。それとまず、非農地証明と言って、昔は田んぼでしたんですけど、20年あるいは30年目に杉を植えて、これを農地じゃない姿を、姿にして欲しいということをご自身の町に持ってらっしゃるとありますが、その非農地証明というものの議案を進めております。それから、4条につきましては農地に家を建てたいという場合には、その転用許可を4条でやっております。それからまた、農業をしたいという人たちが、所有権で土地を買いたいという人のために農地を認めてあげるわけですが、これは今までは、下限面積というものがございまして、香住町の場合では30a なかったら、新規就農という格好になりませんので、そういうふうなことでそれ以上出来ましたら、農地として認めるんですけども、ただ認めるんではなしに、その人が本当に農業がやれるかどうかを審議し、調査し調べて認めてきております。それと後は、毎

年、県下一円に8月に農地パトロールがございまして、その1年間議案で農業委員会が決定いたしました事項につきまして、何班かに分かれてその農地が適正に申請どおりにやられているかどうかを確認に回る週間を8月に持っておりますので、県下一斉に農地パトロールしております。それと同時に、うちの方としましては、委員会にかける前に必ず前日、あるいは2日ぐらい前にその審議する議案どおり農地が出来ているかどうかを確認し、回ります。それは現地調査というふうな格好で回っております。そういうふうなことで、様々な、仕事がございますので、後はなんか補足がありましたら、村岡町。

○池内農業委員会会長 村岡でございます。今、香住の会長さんがいろいろと申されましたが、村岡町も同じようにやっぱり農地を守っていくと、そして荒廃農地をなるべく出さないように指導していくと、いうふうな考え方をもって、鳥獣害の起こるような所には、止むなく荒らすのであれば、果樹でもあるいはまたそれに因んだものでも導入して下さいよというようなことで、今、村岡町の農業委員会では梅が1番、鳥、獣にはいいんではあるかというふうな中で、6から7年前から梅の試験栽培を行っております。纒々、その経過の中では、失敗もあり、またその他に雪害あるいは思いもよらない病気そういうふうなことがございますので、試験的ではございますので、わざと枝ぶりを変えたりや整枝の仕方ですね、あるいはまた品種の試験そういうふうなこともやっております、約30aの田んぼにおきまして、農業委員会が無償で出役しております。その採れた実は町のあるいは諸団体の係る施設に無償で提供しております。いわゆる、うちの方で梅を作りますと定期的に、どうしても遅うなりますので市場に出して太刀打ちできないという中で、加工をどのようにするかということの研究していただきたいということで、昨年までは各農家また農業委員そういう方々に梅の加工をしていただいて、コンテストを開いたりしてまいりました。しかしながら、我々だけでは、いろいろな案は出てくるけれども、本当に商品に因だものは出来ないんじゃないかならうかということで、今ごろは例えば、野イチゴグループさんとか、また自然活性化塾だとかそういうところに依頼しまして、商品化、または町民の皆さん等々にこういうふうなことをしたらよろしいよということをお勧めしていただきたいということでまあ実践的にやっております。今、香住町さんが言われましたやっぱり農業振興、あるいはまた農地パトロール等々を行うわけでございますけれども、2条、3条、4条、5条という主だった農業委員会の法令はその4条でもって運営しておりますが、今、香住町さんが言われました2条というのは耕作するところは農地でありますよという中で、昔、焼畑のまま農地で残っておるといふようなところもございまして、

確かに非農地証明というようなことも多々出てまいります。そのような所には、委員会の2ないし3日前に現地確認ということで案件が出たところはずぶさに委員が見て回りまして、その後にもう1度書類整理をしていただきまして、委員会にかけて、2条、3条、4条、5条の認可をしております。非常に、ただ農地法に書いてあることだけではなしにですね、他の公法も加味した中での許認可が必要かというように思いますので、農業委員の皆さんもただ農地法だけということではなしに、他の民法含めた公法を勉強していただいております。そのような中で、香住町さんとは、大きな変わったことはございませんけれども、私たちは何と言っても村岡町は鳥獣害の害、被害そして山の奥まで農地があるというふうな中でその農地をどのような形で残していくか、どのような形で農家の皆さんの所得に繋げるかというふうなことに對して非常に心を痛めております。そういうような活動を主にしてやっております。他のこと、香住町さんの言われる活動とほぼ同じでございます。

○石垣委員長 他に質問がございますか。

はい、三好委員。

○三好委員 村岡町の三好です。農業委員の現在数がここに出ておりますが、美方、村岡、香住の内で、香住、村岡町につきましては、だいたい選任される方等々については、同じようなことですし、旧来、この現在の町が出来ました以前には、村岡町は3町村の合併であり、香住町も3町村の合併であったわけですが、美方町が1町そのままということで現在に至っております。農業委員の数から割りますと、大体3ないし4名が旧地区の委員数ぐらいの割方になるのではなからうかという感じがいたします。美方町は別個でございますけれども、そういうふうな感じがいたしますので、今後1選挙区が望ましいということになりますと、定数、一応20名以内ということになりますので、そういった場合において、現在の農地の面積、あるいは農家面積等々、大体これ資料にありますので見ますと、相対的な平均にしますと、だいたい香住町が38%、村岡町が43%、美方町が19%というような、面積、農家数等々の比率にならうかというふうに思うんですが、そういった点で、これを定数一杯すれば、自ずからそういったものが見えてくるかと思いますが、現在の業務をこなしていく中で、最低限度ですね、今4名ですから、4名はできるのか出来ないのかわかりませんが、可能なと言いましようか、力一杯やって最低これくらいは20名のうちいるなあというようなお考えがもしあるとすれば、お聞かせいただけたらありがたいと思います。

○石垣委員長 それでは、村岡、美方が特に今の質問の中身だろうと思いますので、会長さんの方でありましたら。

○池内農業委員会会長 今、三好委員さんの方から、何人おったらできるんだようというふうなことだったというふうなことだったと思いますが、私の町は非常に農地面積が分散しておりまして、掌握しにくいという中で、私の町の委員は、旧小学校校区ごとに1名ずつその担当として、おっていただいております。そうしますと、今その中で射添4名、村岡4名、兎塚4名という方々に、各自分の出身地のような、中にはそういうふうには割り切れないところもありますが、一番近い人がその校区を持って管理していただく、管理と言ったら農家に不平があって怒られるかもわかりませんが、農地の管理状況を掌握してもらおうと。それからまた、苦情なんかも真っ先にはそこに行ってくださいと。農地相談日はありますけれども、農地相談日に間に合わない苦情、あるいはトラブル等々はその担当委員さんが引き受けまして、それをつぶさに私どもまた、事務局の方に繋いでいただきます。そういうふうな考えの元にしますと村岡で旧町村割、今4名おる所が2名が最小限だろうと、出来たら3名ぐらいはおらないと、目が届かないというふうなことがございます。今ごろは、墓をするにしても、平らな所だったら、すぐ重機を持ってきて、日中で置いちゃうんですね。農業委員が見たり人に聞いたりする以前にもう出来ちゃってると。指導する間がないというようなことが現実でございまして、やはり旧町村から2名から3名ということになりますと、6名から9名の委員がおれば、いいんじゃないかと、それから、縷々皆さんの話を聞く中で、補助員というふうな言葉もございしますが、補助員さんでは指導する権限がないんですね。悪いですけど、墓をしよる所にすぐ飛んで行って、ここには墓をしていただいたら困りますよと、あるいは家を建てていただいたら困りますよと急遽止める権限がございませんので、補助員さんを増やすならば委員を増やしていただく方がベターではなかろうかと私は思っております。よろしく申し上げます。

○石垣委員長 はい、美方も何かご意見がありましたら。

○坂本農業委員会会長 何人おればできるかというご質問なんですけれども、今のところ美方町は選挙で委員になられている人が9人とそれから、農協推薦、議会推薦の3人ということで13名でやっておりまして、美方町の農地の管理につきましては、集落ごとに委員が出てないわけなんですもんで、出てる地区はその地区の委員さんに担当をお願いし、出てない所は、持ってもらってどの地区にも担当委員というものを置いております。地区によっては3集落ぐらいを持たないと、その地区ごとに割り当てていくようなことにはな

っておりません。どうしても今は高齢化とか、米の値下がりとか、それから今年からは面積割から、今度は米の生産調整も数量で決めていくようなことになっておりまして、16年度から転作奨励金というものが今度は地域作りというような形になっておりますので、町の特産品とかそういうものを考えて、そして、水田の活用をしていくためには、なるべく大勢の方がいいと思います。以上です。

○石垣委員長 ありがとうございます。

○吉川農業委員会会長 すみません。香住町です。実のことを言いますと、私の町で、今でもう、いっぱいのような状況であります。ですから、今話がありましたように、1人で3地区4地区掛け持ちの人がありますが、現場に行ってみますと、どれがどの田んぼかということが全然分からんと、特に畑あたりになりますと、昔終戦に食糧難の時に山のてっぺんまで畑を作っていたところはほとんど今は松林にみたいになっておりまして、そこも行かんわけですけども、到底、今度合併になりますと、そういう所には行けないという格好になり、今の時期になりますと積雪がございまして、香住町の場合は毎月ずっとやっておりますので、雪が降りましても現地調査をするわけですけど、当然現地調査も書面上の場合も今年2月の委員会は1地区あったわけですけどそんながありますので、今度合併しまして人数が減りますと、おそらくそういうところが出て行くんじゃないかと思いつつ、どうやって農業委員会を運営していくのかなあとちょっと心配しておりますが、そういう意味で今、村岡町さんが言われましたように、協力委員さんでは責任もございませんし、協力委員は、大体、農会長の中から出てくるとは思いますけれども農業委員の下請はようせんわいと、今からそんな声が出ておりまして、なかなか難しいことだなあというふうに思っております。以上です。

○石垣委員長 ありがとうございます。他にどなたかございますか。

村瀬委員、どうぞ。

○村瀬委員 前は欠席しておりまして申し訳ありませんでした。先ほどから、農業委員の皆さんの意見を聞いておりますが、事実、現場との距離と言いますか、いわゆる農業委員会に持ち上がってくるまでに、いろんな各土地のそういう問題等がじゃあどの程度の人数であれば、1番把握できるのかという、結局細かく把握しようとするれば、委員の数を増やしていくと言うことが、当然いいことでありまして、なおかつ、大勢の人たちが集まるような場所だとか機会をいわゆる事務局側が検討する際には、やはり機動力を生かすということになると、まあこじんまりとしたものという考え方になるわけですし、それには、

当然報酬というものも大きくかわりをしてくるわけですね。現在、報酬的には、私は海区調整委員会の1委員にはなっておりますが、まったく農業委員会と海区委員会とは別のものですから、一概に比較は出来ないわけですが、例えば、この報酬等ですね、こういうものに対するいわゆる評価こういうあたりは非常に言いづらいことだとは思いますが、例えば減らしていても、十分数多く委員を増やしていくことによって、やはりその農業というか、食糧確保に向けての、構築ができるんだという考えなのかちょっと聞けたらなあと思いますが。

○石垣委員長 今のご発言については、なかなか回答をこれというのは、難しい話だろうと思いますが、どうでしょうか、吉川会長さん。

○吉川農業委員会会長 人数は多いほどいいわけですが、スリム化でそういうわけにはいかないようではありますが、私それよりか一番困ることは、例えばこういうように雪があって、現地調査が出来ん場合に、そういった場所が水路があったり、農道があったり、里道があったりする場合にも、どうかといったことがはっきりできんといった状態の中で議案を通していかなくてはならないといった場合に、大変大きな問題を起こすわけでありまして。それが、官民界協定をきちっとせんなんのにせずして、議案が出てくる場合もありますし、あんまり遠くの山で人が来ないから、まあ、ええわいやということで簡単にされる場合も困りますので私の方は、徹底的に山の上までは、ずっと雪が降らん限りは行っておりますけれども、そういうことにつきまして、大変大きな問題は一つお考えしていただきたいと思います。それから農業委員会は私の方は、委員1人につき1万4千円でありまして、私は1万4千円でもいいと思います。1万4千円でそれ以上の仕事を私はしているんだと胸を張って委員は動いておりますので、私の方はそれでいいと思っております。以上です。

○池内農業委員会会長 村岡町です。今、香住町さんも言われておりましたが、本当に山の中まで現地確認に行くと、そして会議にかけると。その中で私が農業委員会で申し上げていることは、まず水路だけは確実に確保してくださいよと、形状がいかになっても水路の確保だけはできる状態を確任してくださいということをいっております。水路は、即災害につながりますので、農地の荒廃に拍車をかけるという観点からして、水路の確保ということはまず第1に、その次に里道。そういうような中で、現地確認は絶対必要だというふうに思っております。現地確認、それから会議、先ほども申し上げましたように、村岡は梅の総事というのを度々行っております。委員の皆さん、それでも皆さん何も文句

言わんとずっと付いてきてくれておりますので、何とかやっていけますけれども、かなりの日数を出役しております。報酬の件でございますけれども、報酬が多い、少ないということよりも我々は村岡の農家が、困ることがあるんであるかと。そしてトラブルが起きないようにして欲しい。そういうようなことを念頭において、村岡の農家が1人でも多く、1人が10歩進むよりも、10人が1歩進んだほうがいいんだという考え方のもとに、農業委員の活動を近侍を持って行っております。ですから、報酬の事というふうなことはまずそれほど重きをおいておりません。以上です。

○石垣委員長 美方の会長さん特にございませんか。ちょっと、時間の関係もございませので。

○坂本農業委員会会長 別にございません。

○石垣委員長 わかりました。他に委員の皆さんの中で、会長さんに対して、質疑等がございましたら。

〔質疑なし〕

それでは質疑もないようですので、これで打ち切らしていただいてよろしいでしょうか。

〔質疑なし〕

それではこれで質疑を打ち切りとさせていただきます。会長さんにおかれましては、大変ご多忙の中、ご出席賜りありがとうございます。只今、拝聴させていただきました貴重なご意見、今後の調整方針をまとめる上で参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。ここで、委員の皆さん、休憩とさせていただきます。只今、17分ですので、30分までとさせていただきます。

〔休 憩〕

○石垣委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。本日の協議の参考として、若干資料を用意しておりますので、事務局から説明をしていただきます。事務局長お願いします。

○藤原事務局長 それでは6ページをお開きいただきたいと思います。6ページにつきま

しても、前回同じような内容で、ご説明をさせていただいておりますけれども、前よりわかりやすくということで、ちょっとチャート的に表したものを用意させていただきました。これは、まず区分のところ、新町に1つの委員会を置くということが原則なんですけども、例外的にその下にありますように、新町に従前の町の区域ごとに委員会を置く場合、それからもう1つは新町に従前の区域と異なった区域により2以上の委員会を置く場合という3つのケースが考えられるということでございます。この中で、1番上のケースを考えます時には、委員さんの選任方法といたしましては、原則による選任、それから特例による選任が考えられまして、それ以下が定数につきましても、あるいは任期につきましても、選挙区につきましても、こういった考えでご検討いただければということで、わかりやすくしたつもりですので、参考にしてご協議していただければというふうに思います。それから7ページの関係でございますが、上段の表につきましては前回お示しさせていただいたような、ほとんど同じような表で委員さんの報酬の額を平均的に見ますと、3町で月額報酬が1万4千円、年額報酬が17万3千円ということになっております。その下の方が、仮に現在の33人の選挙による委員さんが、在任特例を適用した場合、この在任特例の期間によってこれだけの人件費がかかるということを表しておりますので、これらについてもご参考にしていただければというふうに思っております。農業委員の関係の資料につきましては、以上で終わります。

○石垣委員長 只今、説明がありました資料につきまして、質疑がありましたらどうぞして下さい。

はい、三好委員。

○三好委員 今の在任特例の場合で33名の金額が出ておって、1ヶ月から12ヶ月までの間これだけかかると書いてあるわけですがけれども、これは総額であって、実質的にはこのなかには新しく改正すれば、当然必要な人員がありますから、その委員の数の分のかけた分のオーバー分だけが、この在任特例を使った場合には、たくさんの費用がいるという解釈でよろしいんですね。

○藤原事務局長 はい、7表の資料につきましては、一応、選挙による委員さんの数でしておりまして、これを比較増減、どのくらいな額が増えるか減るかということになりますと、例えばこの新しい町の農業委員さん、選挙による農業委員さんを20人と仮定した場合には、20人の月単価をかけていただいて、その金額とこの表でお示しをさせていただいております月ごとの表の差引の増減が在任特例によって経費が割高になるという見方を

していただければというように思います。

○石垣委員長 他にございませんか。質疑がないようですので質疑を打ち切りまして、意見がございましたら、意見を出してください。

○井上（源）委員 ちょっとお尋ねをします。5ページの関係3町の農業委員会委員の定数についてですね、町の面積を含めながら、農地の面積、それから農家戸数等々による、その3町の農業委員会の法定数そのものについて、現在と法定数との間の中でこの人数の配分が本当に適正な配分になっているかどうかということをお尋ねをしてみます。

○石垣委員長 今の質問に対して、事務局答弁が出来ましたら、お願いします。

○藤原事務局長 現在の各町の人数の関係につきましては、それぞれ法定数の中で各町でいろんな要素を検討された結果が、こういった人数になっているというふうに理解しておりますので、適正であると思っております。

○石垣委員長 はい、柴崎委員

○柴崎委員 香住の柴崎でございます。5ページですね、選挙による定数というのは20人を上限とするということなんですが議会推薦というのは、5人までということだと思うんですが、この議会推薦の人数についてはですね、この協議会、我々の小委員会で、議論をするのでしょうか、あるいはもう町長さんの権限で議会に提案をされて議会が採決されるということなのか、この協議会はその人数までも決めるのでしょうか、ちょっと教えてください。

○藤原事務局長 先進の例等も考えてみますと、この協議会で一定の調整方針を出していただければというふうに考えております。

○石垣委員長 はい、三好委員

○三好委員 先ほど各町の会長さんのお話を承る中で、現在行われている各町の農業委員の実態を話されております。非常に広範囲の中で農業関係等々の農地問題その他の関係で非常に煩瑣な事務が、あるいは仕事が進められておるという中で、お話に出ておりますように、農業委員活動に直接たずさわっておられる委員さんもあるんですが、ここに出ていますように、選挙で選任された委員さんとそれから議会で選任された委員さんと2通り委員さんの中で、構成されておるんですが実態を聞いてみますと、選挙で出られた委員さんについては、再々申し上げられましたような形の、積極的な活動がなされております。ただ選任された委員さんについては、会議等は出席されますけれども現地等々の関係については、ちょっともうひとつというようなお話を聞く中で、定数を決める上において、やはり

現地でいわゆるいろんな活動を直接的に積極的にたずさわれる方を多くして、悪い言い方をすれば選任される委員さんを減らすということも1つの方法ではなかろうかということで、選挙で出す委員さんはできるだけ定数に近い委員さんを出されたらどうかというような感じしております。従って、定数を新しく法令上から言いますと20名ということなんです。先ほど出ておりますように、少なくともこれに近い数字を何とかしなければ農業委員活動が出来ないとはいいいませんけれども、非常に苦しいという話がありましたので、そういった点、私の意見とすれば、できるだけ高い定数を定めていただく方が、今後農業運営上いいのではなかろうかと思えます。

○石垣委員長 三好委員のご意見は、お聞きしとくということで、その他ございますか。

○伊藤委員 香住町の伊藤です。先ほど3町の農業委員会の委員長さんの意見をずっと聴いたんですけども、私たちもこの席に座っておるんだけれども、農業委員のことについて疎い方で、疎い者がこう決めていくということに対して、大変横暴な感じをもっておるわけなんです。

美方町の委員長さんからは、2委員会がいいという意見でありましたし、村岡、香住の委員長さんからは、1委員会でそして共通しているところは、それぞれの地域によって、その辺をよく知っている人が委員になった方がいいから小選挙区がいいという意見、その小選挙区という面では一致しておるんですけども、ちょっと美方町と香住、村岡は違っておるという感じを持ちました。1委員会になった場合は農協推薦、1ですか、それから議会推薦がまた決められますはね。その割り振りを考えて見たときに、果たしてきめ細かいといえますか、農地を熟したものがそうなるかどうか、ちょっとわからない、最大数の人数を確保してほしいという意見もありましたので、その辺、今現在の3町の委員さんの方で話してもらおうというか、事務局といえますかその辺で1委員会になった場合にはどれくらいの人数が割り振りできるか、まあ、たたき台というか、そういったものを示してもらえると意見が出しやすいなあという感じを持ちました。以上です。

○石垣委員長 委員の選挙は立候補で済むで、熱心な人が立候補しますのでね。選任はですね、それぞれの議会で熱心な人を選任してもらったらいいいような感じがしますけれどもね。もうそこですわ。それで今の伊藤委員の発言に対して、事務局答弁が出来ましたらお願いします。

○藤原事務局長 ご質問の確認をさせていただきたいと思えますけれども、今3町が合併しますと法定数が20人以下ということになります。それを3町で考えた場合どれくら

いな人数の配分になるかということですか。1つの配分の目安としましては、他の例等々を考えますと、農地面積ですとか農家戸数等がその根拠になって按分されているところもございませう。ただ全部の数を按分と言うことよりも、まず平均的な数のある程度配置して、その残ったところを今言いました、農家数だとか農地面積で按分しているというケースもありますし、その辺はこの協議会の中でこういった形で割り振りする方がいいかというようなご検討もしていただければいいかなあというふうに思っております。

○石垣委員長 わかりましたか。なかなか難しい問題があると思えますけれども。意見としていろいろ具体的な話しも出ておりますので、作業といいますか、協議の順序としまして、6ページにある、区分が3区分あると、先ほど事務局長から、大きく分けて3区分、この3区分のどれをこの委員会としては採用すべきかなあというような意見が出していただければなあというふうに思います。それで、集約できるか出来ないかわかりませんが、もしも出来るとすれば今度は選任方法をどうするかと、順序立てて、協議を進めなければ、先行きせんと違ふかなあと思えますけれども、いかがでしょうか。

村瀬委員さんどうぞ。

○村瀬委員 非常に困っているんですけども。この3つのうちのどれかを選択ということになるわけでございますね。やはり先ほどから、現場の声という、現状の認識ということとを委員長の方が言っておられましたけれども、どうしても現場というものが、ややもすれば、おろそかになりがちですよね。実際その構築をしていく上においては、いわゆる事務方と現場との距離をいかに近づけていくかということになるかと思うんですね。やはり、その民意が反映された中でというか、農業の関係者の方の声が届きやすくするためには、当然ある程度の人数が確保する必要があるだろうと。しかし、今の行財政の流れから言って、そこにこだわりを持っていると方向を見失ってしまうということになるかと思うんですよ。従って私は単刀直入に、私の考え方ですが、やはり2つのそういう委員、地区ですか、ということの中で、言っていくのがやはり現場の声が届きやすいのと違うんだらうかとその2つがそれぞれ、ばらばらにですね、いわゆる会議を持つことになると、事務局としては動きづらい。ですから、その2つが同時進行するような形の動きというものが必要になってくるだろうと。だからいろんな条件設定というものがこれから加わってくると思いますが、私は6ページにある中で一番下の枠の単刀直入に言うならば、原則の方で、定数20人以下ということの中でそれぞれが適当な人数を検討するということがいいんじゃないかなあと考えます。

○石垣委員長 村瀬委員のご意見が出ましたが、他の委員さんいかがでしょうか。

○柴崎委員 香住の柴崎です。今日は香住町も吉川委員長がみえて、活動内容やらいろいろと説明をしていただきましたし、美方、村岡町の農業委員会会長さんもみえて、いろいろと説明をしていただいたんですが、2月の25日ですか、香住町の場合にはですね、定例の委員会があって、もうすぐ、選挙、香住の場合は直前にしておりますので、そのことも含めて、いろいろと議論をしたいというふうなことを、ある農業委員さんからも私も聞いたわけございまして、委員長さんなりにお考えを持っておられると思うんですが、香住町の農業委員の皆さんが、一度3町の合併ということについてもですね、議論をしていただいて、その上で、香住町なりの相対的な全体的なまとめをしていただければなあと昨夜もそういうふうに思ったんです。吉川委員長さんも25日がありますのでということもおっしゃってたんで、ちょっと今回3町の委員長さんのお話を聞いて、即ここでどうということはちょっと私自身はまだ自信がありませんし、もうちょっと、皆さんの意見を聞いて見たいなあというふうに思っております。従って、他の町はどうか分かりませんが、香住町の場合はそういうふうな機会が近々ありますので、その上でそういった意見を私も聞かしていただいて、できればここにもって出たいなあという気持ちでございます。

○石垣委員長 それ以外の委員さんどうでしょうか。

はい、伊藤委員さん。

○伊藤委員 香住の伊藤でございます。町村合併の建前論から言って、財政改革ということからいえば、1委員会、これにやればそれは行政改革の趣旨にそっておりますし、3町が1つになったといった一体性を感じるでしょうし、そしてまた香住町でも、奥佐津地区、余部地区とこうありますので、それらとまた奥のほうと一体になってともに発展するといったこともあるでしょうし、建前論では言えるんですけど、きめ細かいということをおっしゃると、なかなかわからないところがたくさんあります。先ほど柴崎委員が言われましたように、委員長さんの意見は聞いたんですけども、できるだけ多くの農家の方の意見をこの場に反映して決めていくべきだと思いますし、そういう機会があるならば、そこで集約してもらったやつをまた聞いて、それから意見を述べさしてもらおうという形にしていきたいというふうに思うんですが、どうでしょう。

○石垣委員長 今、伊藤委員からそういうようことで、農家の声も聞きたいというような話も出ましたけれども、香住の3委員さんは意見を出しましたけれど、他の町の委員さん、出来たら香住は来月には選挙というようなことも控えておりますので、出来たら今日には

結論をというような意向も一部にはあったんですけども、必ずしも、しばらくはというように、ある程度余裕があるようですので、本日決まらなければ、継続審議といきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、皆さん。

はい、中村委員。

○中村委員 美方町の中村でございます。農業委員会の業務の中で現地確認ということがウエイトを占めるわけですけども、今後この現地確認ということをきちっとやっておかないと、今後訴訟物件になりうるもののがかなりでてくるのが予測されるわけでございます。合併の理念からいえば、1町1委員会というのが妥当だと思うんですけども、この農業委員会等に関する法律第3条の抜粋のちょっと幼稚な質問になるんですけども、この3条の2項でその区域が著しく大きい市町村からいって、市町村長は当該市町村の区域を2以上に分けて、その各区域に農業委員会を置く事ができると、これは当然置かなくてもいいわけですけども、この場合農業委員会の事務局を逆に1つだけにすることが不可能なものか、どうかということが1点と、たぶん1委員会に1つの事務局ということになるかと思っておりますけれども、その辺が運用面で、1つの事務局とすることが出来ないかということが1点と、それから例えば、1町に2つの委員会を置くということになると、いわゆる会議の均一化という観点からどうしても、その均整にかける部分が出てくるということで、会議を2つの委員会であっても、会議を一同に集めて開催することが出来ないかどうか、この2点についてちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

○石垣委員長 今の質問に対しまして、事務局わかりましたらどうぞ。

○藤原事務局長 はい、基本的な考えといたしますが、現在事務局で把握しておりますのは、1つの町に農業委員会を複数持つ場合は、やはりそれぞれ事務局を持たなければならないというふうに聞いております。ただ、運用面でそれが法律を超えたかといいますか、法律の範囲内で運用でそれが1つにできるかということについては、ちょっと検討させていただきたいと思っております。会議の共同開催につきましても、その1委員会1事務局というようなことになると、それぞれで開催ということが、原則的には考えられると思っておりますけれどもそれにつきましても運用的に可能なのかどうかについては、検討をさせていただきたいと思っております。

○石垣委員長 それ以外にございますか。では、副委員長の方から発言をどうぞ。

○朝倉副委員長 美方の朝倉です。先ほど改めてというお話もあったんですけども、前回やはり今日の場に委員長さんにお越しをいただいて、お話を聞くというふうなことで進ん

できておりますので、その委員長さんのお話を聞いた後ですね、またゾロというふうな、各町の委員会で話し合いをしていただいてその意見をまたどなたに発表していただくのがよくわからないんですけども、ということでは今日来ていただいたことに関して、ちょっとつじつまが合わないんじゃないかというような思いがするんですけども、性急に事を決めようという気持ちではないんですけども、その辺のところ、ちょっと整合性が取れないんじゃないかと思います。

○石垣委員長 はい、柴崎委員どうぞ。

○柴崎委員 一番よくご存知なのが農業委員長さんですから、それでいいといえばそれでいいんですが、吉川委員長がおっしゃってましたように、5町合併の時はですね、農業委員会の中で議論をされたということを知っております。議論をしていろいろとそれらの考え方をまとめられたと。ただ、3町合併についてはですね、25日あるんでということを知っております、他の町は知りませんが、香住町についてはそういうふうな状況で、実際問題、農業委員さんもこういうふうなことをきちっと掌握なさっておられると思いますけども、私はちょっとそういう感じがしなかったんです。ですから、せっかくその25日で皆さん協議をされていると意見交換されてこういう状況だなあと、香住町としてはこうだとだいたい委員長さんが掌握されておられますけれども、実際には3町合併での議論は、もうすぐされるわけですから、まあそう性急に非常に重要な問題でございますんで、知らない状況の中ですね、決めるのはいかなもんかということで申し上げたわけです。

○石垣委員長 それではしばし休憩時間をとります。5分間休憩します。

〔 休 憩 〕

○石垣委員長 休憩を解きまして、再会いたします。着席してください。

先ほど各委員さんからいろいろとご意見を出していただきましたし、農業委員会の会長さんからのお話もお聞きしたわけですが、一応それらの問題を整理した結果と言いますか、私のほうから申し上げてみたいというふうに思いますので、それにつきまして皆さん方のご賛同が得られればというふうに思います。まず、6ページですが、区分につきまして、新町に1つの委員会を置く場合という、ご意見の中には委員会につきましては、最初はそれぞれの立場で発言が出たわけですけども、最終的に意見の中で、1つの委員会でも、や

むを得ないんじゃないかというふうに、とりましたのでそういうことで皆さんいかがでございますでしょうか。それでは委員会につきましては、町に1つということを決めさせていただいたというふうに、案としてはしていきたいというふうに思います。それから次に、選任の方法につきましてご意見がありましたら、出していただけたらというふうに思います。

それともう1つは、選任と定数、それから選挙区の関係も絡んで参りますので、それらの問題を含めて発言がありましたらお願いしたいと思います。

はい、村瀬委員さん。

○村瀬委員 そうしますと、1つの委員会をおくということは、いわゆる二者択一でないダメという、ここまでの結論が出たという解釈でよろしいのでしょうか。

○石垣委員長 そうですね。

○村瀬委員 例えば定数、いわゆる原則の方を求めた場合には定数20人以下ということで、皆さん了解されたという受け止め方でいいわけですか。

○石垣委員長 定数につきましては、それぞれ意見が出たわけですが、それは意見は意見として、本委員会で議論をしていただければというふうに思います。

○村瀬委員 どうも私が認識しているのはですね、この定数っていう20ということに何か無理がある、無理が発生するんじゃないかなあということを多少聞くんですが、いわゆる、その現状認識という現場にいかにも目を行き届かせるかという事からすると、20という数字は逆行するのではなからうかなあ。従って、区分から入るのか、そういう機能を果たすための定数から入るのかそのあたりは、考え方が変わってくるとは思うんですが、そういった意味で、私は区分の中で1番下の3ということを申し上げたわけですが、その辺がやっぱりそれぞれの委員さんが、どこにまず優先順位を持っていくのかと、当然行財政改革の中でという動きに持っていくということであれば、それなりの流れというものがございまして、現状を優先するという考えに立つとちょっと先ほどの委員長の1つの委員会を置くということでもよろしいですかといわれる質問については、ちょっと待ってくださいと私は言いたいんですが。

○石垣委員長 はい、伊藤委員。

○伊藤委員 香住の伊藤です。先ほど、私、1委員会にするか2委員会にするかということをお話させていただいた時に、どうも私の聞いた内容が、理解しておったことは、違うということをお話の休憩の時に知らされました。というのは、美方町も1委員会ということに農業委員会会長さんはそう言われた、これ間違いないんですね。3町のそれぞ

れの委員長さんは、1委員会を希望されておられると、これで間違いないんですね。

○石垣委員長 1番最初、それぞれの発言は、それから農業委員からの確認でちょっと変わりました。それは。

○伊藤委員 そうですよ。私、最初にとったのは、美方町の細かい農政をやるために2委員会というふうに私とれましたんでね、それでさっきのような言い方をしたんですけど。3町のそれぞれの農業委員長さんが1委員会をご希望しておられる。そしてきめ細かくするために、選挙区を設ける、小選挙区ですよ。そうしたら、3町ともそれを希望しておる、共通しておるわけですよ。私どもは合併の趣旨からも合致していますし、先ほど委員長さんが言われた1委員会でその選挙区をどうするのか、小選挙区にした場合に、委員さんの20名の配分を、農業その選挙権を持っておられる人の人数の地に配分するのかどうか、その辺を詰めていったら、この会議はスムーズに進行すると思います。以上です。

○石垣委員長 今の選挙区、委員会と選挙区とちょっと発言がきちっと整理されてなかったこともありまして、選挙区も農業委員の方からの発言で選挙区は2でもやむを得んと言ふような発言があったのではないかというふうにとっておるんですけども。

はい、どうぞ。

○井上委員 美方町の井上です。発言の中身がいろいろこんがらがってきておるようですが、私は、いきなりの質問で会長さん方も、困っただろうと思うんですけど、私が聞いたのは、新町に1つの委員会を置く方がいいのか、あるいは2つ以上の委員会を置くのがいいのかと、その中の1つの例として、香住を1つ、村岡、美方を1つというような、そういうのと、1つを置くのとどっちがいいですかと聞いたわけですけどね。何か、その返事はなんかみんな1つの委員会を置くのがいいような返事だったように思ったんですけど。そういうことです。個人的な意見はさておいて、質問はそういうことだったように思います。僕は本音を言うと、人数を多く確保するという意味では2つ以上の委員会を置くほうがいいんじゃないかという考えもあったりしてお伺いしたんですけども。整理の意味では以上です。

○石垣委員長 はいわかりました。そういうことですので。先ほどの私の発言が間違っておりましたら取り消しさせていただきます。先ほどの委員の数ですけども、それぞれの委員長さんから、その多い方がいいと、きめ細かな現地確認をするにはと言う発言、当然のことだと思いますが、その中で、最低これだけはというような発言は、村岡の委員長からありました。会長からありました。最低旧村で3名ですから、9名はいるというよ

うな計算になるかと思えますけれども。そういうようなところで基準をしていけばある程度の定数の数というものも出てくると違うだろうかあとと思っております。事務局の方から、ご意見がありましたらどうぞ。

○藤原事務局長 6ページの方の表をご覧いただきたいわけですが、3町が1つの町になると、合併するということですので、当然合併効果、あるいは3町が1つになる一体性等を考えますと、上の新町に1つの委員会ということになるかと思っております。只今できるだけ多くの委員さんを配置してきめ細かなことになりますと、真中の表は現在の3町にそれぞれ今のまま残すことも可能なわけなんです。ですけども、それが合併ということをついて、可能かどうか、皆さんにご理解いただけるかどうかということのご検討が必要になってくようかと思っております。この場合には下の表と違いまして、美方町さんの場合1つの選挙区を設ける場合の一定の基準がございますから、下の表では2つ以上ということで、仮に3つ設けるとということになりますと、基準を満たさない地域が出てくるとということになりますけども、真中の表で行きますとその辺の基準が一応いらないということになりますから、現在のままだでも存続は可能なわけなんです。ですから、そういったことを踏まえていただきながら3町が1つの町になる、この機に農業委員会はどうかあるべきかということを考えていただければ、大体こういう方向だろうということは皆さんのお考えの中にはあるんじゃないかというふうに思っております。

○石垣委員長 ご意見がございましたら、どうぞ出してください。

はい、村瀬委員。

○村瀬委員 香住の村瀬です。これは1つの経過措置として、例えば2つの委員会を立ち上げて、例えば3年なら、3年行った上でいわゆる1つにしていくというそういう経過措置、そういうことというのは法的にはなんら問題はないのでしょうか。

○石垣委員長 事務局長わかりましたらお願いします。

○藤原事務局長 只今のご質問のそういった経過措置というものにつきましては、この協議会で決めていただければ、可能かというふうに思っております。1期3年という任期ですから、1つの例として1期だけは経過措置として、1つの方法をとって、次の選挙からはこうあるべきだと、というような内容でのご検討も可能だというふうに思っております。

○石垣委員長 皆さん、他に意見がございませんか。

はい、どうぞ中村委員さん。

○中村委員 美方町の中村です。さっき、あの局長、合併後1期のみ特例を設けて次に選

拳からこうあるべきだということを本協議会で確認をするということは可能だというふうにおっしゃったわけですが、これの法的な担保はどのように取るんですかね。

条例改正では、法的な担保にはならないと思うんですね。ということは、議会の議決を要するわけですから、条例の条文の中に、これは1期のみとするというような文言を挿入するということが可能かも知れませんが、いわゆる、条例改正するということはその時の議会が決めるということですので、今、法的な担保にはならないと思うんですけどね。

○石垣委員長 事務局長から発言させます。

○藤原事務局長 はい、ちょっと、説明不足だったんですが、中村委員さんがおっしゃいましたように、今回協議会で経過措置的なことを決めていただきましたら、その内容を次の議会に条例提案し議決してもらおうということになりまして、先ほど条例を改正して経過措置が終わった後の次はこうなるということについては、始めから謳うことになるというふうに思っております。

○石垣委員長 他にございますか。

なかなか判断が難しいようで、先行きしませんけども。

はい、どうぞ柴崎委員。

○柴崎委員 決められるところから、決めていかないといかんというふうに思いますので、先ほど農業委員長さんの3人さんお話を聞かしてもらって、1つの委員会ということについてはですね、皆さんそういうふうな発言をなさったというふうに思っておりますので、区分の関係につきましては、1委員会ということが大勢じゃないかなあというふうに思います。それから、選任方法はちょっと置きまして、定数の問題につきましても、これは法令上、許される範囲の最大限と、エリアが広がってきますので、きめ細かい施策をしようと思えば、できるだけたくさんという意味では、定数20人ということで、いいんじゃないかと思えます。ただ、その20人についてもですね、これは選び方が3人さんとも小選挙区制でということが出ておりました。これはやっぱり地域密着型というんでしょうか非常に日常生活の中で農家の皆さんと非常に密接の中でやらなあかん仕事がたくさんございますので、いわゆる地域密着型という意味では、小選挙区制ということをして3委員さんおっしゃってましたので、小選挙区制を基にした定数20人ということが大勢じゃないのかなあというふうに思います。ただ、この20人の配分を小選挙区制にした場合に3町をどういうふうにするかということがございますが、地域性から言って、美方、村岡が1つの

選挙区制、それから香住が1つの選挙区というような形で、2選挙区制にして、そして、後の20人の振り分けについては農家戸数を考慮にしながら、割り振りをするというふうなことが大体3町の農業委員長さんのお考えじゃないかなあというふうに感じました。後、選任方法について、私は、原則は新たに選挙するというので、行った方がいいなあと思いますので、委員会のこと、それから定数のこと、選挙区制のことということで今回の場合はですね、とりあえずまとめていただいて、そして、次回選任方法が決められないならば、継続審議の中で次回に繰越すという考えではどうかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○石垣委員長 今、柴崎委員からある程度の方向性の発言がございました。定数の各選挙区を仮に設けるとした場合の配分につきましては、いろいろと事務局の方の思いも考え方もあるように思います。この定数につきましては、もしも、今の柴崎委員の発言で皆さん賛同いただければ、継続の次回に定数の問題をしたらどうかなあというふうな考えでありますけれども、いかがでございましょうか。

皆さん他にご意見ありましたらどうぞ出してください。

はい、副委員長。

○朝倉副委員長 私も今の柴崎委員さんの言葉に賛成をしたいというふうに思います。選挙区を設けることについて、その人数配分といいますか、部分については農家戸数、面積等いろいろな勘案をする必要があると思いますので、今日決めるのはちょっと難しいんじゃないかなあというふうに思いますので、私もそのように思います。

○石垣委員長 副委員長からそういう発言がございましたけども皆さんなんか発言がありましたらどうぞ。

はい、中村委員。

○中村委員 美方町の中村です。ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、だいたい新町に1つの委員会ということについては、皆さん異論はないようですけども、今いろんなお話を聞いてみますと、定数20ということがなんか確認されたような感じがするんですけども、この点3町の農業委員会の会長さん方は、それでいいというふうに理解してよろしいでしょうか。

○石垣委員長 私は許される範囲以内の最大限というふうにとっておりますけども、事務局の方でなんか考えがありましたら。

○藤原事務局長 3人の会長さんのご意見では、できるだけ多くということがありました

けれども、私の理解としては、定数を仮に20人以下ということになりましたら、それに近い数字を希望されてるんだというふうな思いをいたしております。

○石垣委員長 はい、中村委員。

○中村委員 例えば、ちょっと計算機持ってないんですけども、例えば、農地面積割と農家戸数割を50%、50%にして、3町を割り戻すと大体人数計算されてますか、もしされてましたら、参考のためにどうなるのかということをお知らせいただければと思います。

○石垣委員長 事務局長、計算されてますか。どうでしょうか。

○藤原事務局長 はい、それでは仮に3つの選挙区を設けて今の3町に配分するということとなりますと、その配分といいますか、按分の根拠というものが、前回お示しさせていただいた資料の中にありますので確認をお願いしたいと思います。1回目の資料をお持ちでしょうか。1回目の資料の12ページをご覧いただきたいと思います。2回目の分もついておるようです。その中に、農業委員会等に関する法律の第10条の2の3項で、ちょっと前段を省略いたしますけれども、各選挙区において、選挙すべき農業委員会の委員の定数は、概ね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならないということになっております。このことからして、仮に現在の3町の農業委員の有権者数で按分しますと美方町では、定数を20人とした場合、4.64、それから村岡町では7.32、香住町では8.04ということで5人、7人、8人、少数以下四捨五入をした場合には、こういった数になるかと思っております。5人、7人、8人、こういった数になるかと思っております。1つの例として申し上げました。

○石垣委員長 はい、中村委員どうぞ。

○中村委員 確かに10条の2を見ますと、概ね選挙人の数に比例してということになっておりますけれども、例えば公職選挙法でも議員の数については15条の8で、人口比例ということになっておりますけれども、施行令の確か9条だったと思うんですけども、9条では合併の初期に関しては、その人口比例によらないでも小選挙区、いわゆる議員の数を設定することができるということになっているわけですが、農業委員会等に関する法律では、それを、施行令的なものがあるのか、ないのか確認させていただきたいと思っております。

○石垣委員長 事務局長どうぞ。

○藤原事務局長 確かな法令を確認してお答えすべきなんですが、確か、読み替え規定であったように記憶しておりますので、ちょっと時間をいただければ確認したいと思ってお

ります。

○石垣委員長 今ちょっと検討しておりますので、しばし休憩します。5分休憩します。

〔休 憩〕

○石垣委員長 休憩を解き再会いたします。発言ありますか。はい、三好委員。

○三好委員 村岡町の三好です。休憩前にお話がありました、仮に20人にした場合、その小選挙区でいく場合は、どうかという質問に対して、お答えをいただいたんですけども、これは、法的には基本的に選挙人という数によって、概ね割りなさいというふうに出ておるんですが、やはり先ほどの会長さん方からの説明もありましたように、農地を多く抱えて、あるいは農家を大勢抱えている場合には、やはり農業委員としてもある程度、人員が必要だということが出てこようかというふうに思います。従って、その割り振りをする場合においては、選挙人の数だけではなく、そういった農地であるとか、あるいは農家戸数であるとかというようなものも加味する中で、その小選挙区の人員は割り振りをしていただきたいというふうに思います。以上です。

○石垣委員長 今、三好委員の発言につきましては、事務局の方でも、ちょっと十分理解しておりまして、定数配分については、再度、検討するという事で、他の関係で適応できる方法はないかなあというようなことを研究させていただくということなので、この選挙区の定数配分については、継続審議ということで、あと農業委員会の関係は、委員会の新町に1つ置くと、新たに選任方法は新たに選挙する、合併の日から50日以内。それから定数が20人以下、任期3年というところまでは本日ご確認いただければ確認と。

○伊藤委員 香住の伊藤です。区分の1番上、1つの委員会、これはわかるんですけども、原則特例、特例の話ははまだ出てないと思うんですけどね。

○石垣委員長 定数は20人以下になると、原則的にそうなるということですので。

○伊藤委員 上の行でずっと行くということ。特例は考えない、特例はしない、この場合。

○石垣委員長 特例でいくと、現委員33人というふうに、流れはそうなるということですから、それで選ぶ道はないということですから。

そういうことでいかがでしょうか。みなさんの賛同を得ましたので、選挙区の問題と定数配分の問題を継続審議ということで、あとは確認ということで処理させていただきます。

それでは、引き続き協議第2号に移ります。事務局から説明をしていただきます。

○藤原事務局長 はい、それでは協議第2号の、議会の議員の任期等についてが前回からの継続になっておりますけれども、これにつきましても、前回と同じような資料でございますが、2ページをご覧いただきたいと思います。前は議会に係る経費で、事務局費を除いたものをトータルしまして、議員あたりの月額、年額を出しておりましたが、その中で、議員報酬、それから職員手当等、共済費、これが人件費というような捉え方をさせていただく中で、この3つの金額を合計しましたものが、Bの小計ということにさせていただいております。この金額をもって議員1人あたりの年額ですとか、月額を367万、それから306千円ということでお示しをさせていただいております。なお、その下の表でございますけれども、定数特例を適用した場合、新町の新しい定数が26人になりますので、その2倍までは可能になるわけございまして、その場合52人、50人、48人と2人刻みで議員数を想定した場合、4年間在籍しますと、右の方に書いてあります52人で4年間763,455千円、50人の場合は734,092千円ということを示す内容になっております。この場合、仮に法定数の26人を条例定数としましたならば、4年間で1番上の52人と比べた場合には、約半額の人件費の増減が人件費が節減できると、倍以上の経費がかかるという考え方ができようかと思っております。それから、現在44名の議員さんがおられますけれども、在任特例を適用した場合に、1ヶ月の場合はいくら、6ヶ月の場合はいくらということにしておりますが、これが仮に6ヶ月ということになりますと、80,750千円、それから比較のデータとしまして法定数の26人を条例定数といたしましたならば47,700千円ばかりの経費がかかかりますので、差引6ヶ月で33,000千円程度の経費が在任適用した場合に余分にかかるという考えができようかというふうに思っております。それから3ページの表でございますが、これは今日ご欠席でございますけれども、毛戸委員の方からご質問がございまして、レンタル料が説明の話では、ちょっと多いいような理解をされる中で、いっぺん資料を示してくれというご希望がございました。精査しまして、内容を確認したわけでございますが、前回お示しさせていただいた内容は、1回、1会期5日間の日数でレンタルした場合の金額が、1日あたりということでご説明させていただいておりますので大きな金額になりまして、この点については、訂正してお詫びをさせていただきたいと思っております。今日、お示しさせていただいておりますように、では1日あたりの経費ということでマイク34本、スピーカー4個、後、MDのレコーダー2つそれから机が33、椅子が113、これらを仮にレンタルいたしますと1日で合計の備考欄に書いておりますけれども、186,743円かかります。

これの搬入、撤去費用が94,500円ということになりまして、の方で昨年の村岡町さんの定例議会の会期を元に、算出したしておりますけれども、仮に1年間、在任特例を適用しますと、年4回の定例議会の経費ということで延べ76日間になりますから、合計として14,570千円かかりますけれども、これが仮に在任特例が1回の会期程度の在任特例になりますと、76日を4で除して、1会期あたり19日と計算しましたならば、1期あたり360万円程度のレンタル料になると、この数値を元に計算しますと1会期19日といたしましたら、360万円程度の経費になるという内容でございます。右下の表は、議場を想定し、ちょっと図示したものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○石垣委員長 資料の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の方どうぞ。挙手をお願いします。

はい、中村委員。

○中村委員 美方町の中村です。前回だったと思うんですけど、いわゆる平成17年度予算編成方針につきまして、お伺いしたわけですが、局長の方から答弁があったわけですが、委員の皆さんに聞いてみますと、それぞれ統一したとり方とは言い切れないと思っておりますので、ここで、改めて共通認識をしておきたいと思っておりますので、お伺いをしたいと思います。まず3町持ち寄りで暫定予算ということだったわけですが、この3町持ち寄りということは、いわゆる構成3町でそれぞれの通常予算を編成をして、その中から義務的経費を主に、その他にも若干、当然出てくるとは思いますけれども、主に義務的経費をピックアップして、それで暫定予算を組むということで理解してよろしいでしょうかということが1点です。それからもう1点ですが、この議会費の調べの中で、この下の空白の中のいわゆる定数特例適用の場合と、在任特例適用の場合の試算があるわけですが、これはいわゆるこの上の表の議員一人当たりの年額を月に直したものですけれども、これを参考に多分されたと思うんですけど、例えばの話ですが、議員1人あたり年間金額ということで人件費を見てみますと、報酬手当共済費になるわけですが、これの3町の平均が367万円ということになっているわけですが、これはたぶん3町の年間あたりの経費を足して3で割った数字だと思うんですけど、これをそのまま3で割っていいのかどうかという、申しますことは、3町の当然正副議長これは一般の議員よりも少し多いわけですし、それから常任委員会が美方、村岡2つ、香住が多分3つだと思うんですけど、これの委員長、それから議員の委員長等も若干、細かく言えば、差がつい

ていると、だからこれを単純にトータルをしてそれを3で割ると、ちょっとおかしな数字になりはしないか、もしそうだとしたら、間違いであればご指摘いただきたいと思いますが、その辺を確認させていただきたいということと、それから右側の方の報償費からの物件費関係ですけれども、これは多分、需用費が村岡のいわゆる委託料で組むのか、需用費で取るのかという相違ですから、これは議事録作成委託料に類するものだと思うんですけども、その他の需用費がゼロということは、たぶん事務局経費を除いたものをということに理解してしているんですけども、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

○石垣委員長 事務局長、答弁。

○藤原事務局長 最初の17年度の予算編成方針の関係ですけれども、中村委員が述べられました内容でほぼ事務局としても理解いたしております。ただ3町が、それぞれ予算編成をしましても、合併ということになりますと町長が1人になりますし、議員数も当然極端に言えば3分の1になります、その辺の調整はあるというふうに理解しておりますが、他の関係については、言われましたように暫定予算ということで、特に首長さんの政策的な内容になってきます投資的経費については、継続的なものは除いては、新しい首長さんが誕生してからということになるかと思っております。それから今の、人件費の捉え方でございますが、詳細に計算しますと、言われますように、同じ議会の議員さんでありまして、役職によって多少人件費の相違がございますけれども、人件費の一つの目安として捉えさせていただいて、単純に言われたような形で平均値を出させていただいていると、いうことでございます。それから、2ページの上の表の委託料等の関係につきましては、最初言いましたように、事務局的な経費は除いております、この中では前回も申し上げましたが、町によって議事録の製作の経費が需用費であがっていたり、委託料であがっていたりということもございましたが、一応各町で処理されているとおりでここではあげさせていただきます。

○石垣委員長 はい、中村委員

○中村委員 大体わかりましたけれども、あの議員1人あたりの年額で私が申し上げたいのは、正副議長それから常任委員会、それから議運等の委員長分が、少なくとも2町分がこの3,670千円の中にダブリはしないか、ダブってはいないかということをお願いしておるわけでございます。ですから、実際には、議員1人あたり年額というのは、もう少し低くなるということで、それに伴って、下の空白も若干減ってくるということをお願いしているわけです。

○石垣委員長 はい、事務局長。

○藤原事務局長 はい、十分理解はさせていただいております。もし、必要でありましたら、また次回の時には、正副議長、委員長それから議員さんという形での年間経費といいですか、月額経費といいですか、そういった人件費の内容を、お示しさせていただきたいと思えます。

○石垣委員長 他にございませんか。意見がないようですと質疑に入りたいと思えます。質疑どうぞ、お願いします。意見をどうぞ出してください。資料の説明をしていただいたんですが、次回13日になりますか、第4回には、各町の議長に出席していただいて、意見を聞く時間をもちたいというふうに思っていますので、その意見、ご意見を聞いた後で、審議をしていただくという形でいかがでしょうか。

〔異議なしの声あり〕

○石垣委員長 それでは、異議なしの声がありましたので、協議第2号、議会の議員の任期等については継続協議ということに決定させていただきます。

以上で、本日予定いたしておりました、議題は全て終了いたしました。それでは、次回の日程について事務局から説明させていただきます。

○藤原事務局長 会議資料の表紙の裏にレジュメがございますが、次回の開催日、第4回の小委員会につきましては、3月の13日、土曜日でございますけれども午前9時から香住町の地域福祉センター、これは香住町の森でございますけれども地域福祉センターで予定をさせていただいておりますので、スケジュールの調整方、ひとつよろしく願い申し上げます。以上です。

○石垣委員長 本日予定しておりました、議事は全て終了いたしました。これをもちまして第3回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会を閉会します。どうも今日はご苦勞様でした。ありがとうございました。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町合併協議会

議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会

委 員 長

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員